

# 令和2年度事業計画

## 基本計画

近年、温暖化等の影響により自然災害が多発し、本県でも昨年の台風等では大きな被害が発生した。このような状況の中で、農業経営のセーフティネットである「農業共済制度」と「農業経営収入保険制度(以下「収入保険制度」という。)」の二つの農業保険制度の重要性はますます高まっている。しかしながら、加入率が低迷している共済制度もあり、農業保険制度がその機能を發揮するためにも組織一丸となって加入推進に取り組むことが重要であり、「備えあれば憂いなし」の生産体制を構築するため、農業者(組合員)との信頼確保と効率的な運営に努める。

また、推進体制強化のため今年度より構築する「農業保険推進協議会(仮称)」「収入保険推進協議会(仮称)」を定期的に開催し協議を行い、行政や関係機関等と連携を図り、農業保険の普及に全力で取り組むものとする。

収入保険制度は、すべての農作物を対象にあらゆるリスクに対応できる制度であり、優先的に推進する。引受開始3年目を迎える目標の早期達成に向け、制度の優位性を積極的に発信していく。特に、農業共済制度で実施していない作物を栽培している農業者や重点推進地域を指定しアプローチを強化し、加入農家の拡大を図る。

農業共済制度は、毎年のように台風・降雹・降霜・長雨による被害が発生し、地震噴火・異常高温・集中豪雨・竜巻等による被害も心配される中、災害対策の基幹として、本制度の役割は益々重要になってきている。そのような中、近年、制度改正が多岐にわたり行われているため、改正内容についてわかりやすい説明により、農業者との「信頼のきずな」を強固にし、加入拡大を図るとともに、適正な事業運営に努める。特に園芸施設共済では、集団加入による掛金等の割引の制度改善を踏まえ、加入率向上に努める。

また、事業運営の合理化・効率化を継続的に取り組むとともに、コンプライアンスの遵守及び内部監査によるガバナンスの強化を図り、引き続き、全国統一運動「安心の未来」拡充運動を軸に、強力な農業保険制度推進体制を構築する。

## ■ 引受計画と実施方策

### 農作物共済

#### 1. 引受計画

農作物共済（水稻・麦）が当然加入制から任意加入制へ移行したことから継続加入者の確保と、大規模未加入者への推進を行うとともに、加入申込者には共済掛金等の期限内納入を徹底し、掛金未納者には災害による補てんができないことを周知する。

また、令和4年産から一筆方式が廃止となる旨を周知し、青色申告を行っている農業者については収入保険制度を推進するとともに、青色申告を行っていない農業者については近年の異常気象による災害発生の増加等を鑑み、品質部分まで補償対象となる水稻品質方式や麦災害収入共済方式、または半相殺方式への円滑な移行が行なえるよう重点的に取り組む。

水稻については、地域再生協議会と連携を行うとともに、水田一体化台帳の重要性を再認識し、制度改正チラシの配付及び戸別訪問や会議等でわかりやすい説明を行い、制度理解を深め適正な加入に結び付ける。

麦については、経営所得安定対策の畠作物の直接支払交付金の対象作物とされていることから、同対策に係る栽培実態と加入資格者を把握し、引き続き全戸加入を推進するため戸別訪問を実施する。

水稻12, 217ha、麦5, 516haを引受目標とする。

#### 2. 実施方策

農業保険法・事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と無保険者の発生防止を図るために、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 一体化台帳による有資格農業者の把握並びに未加入大規模農家等への加入推進
- (3) 加入申込の早期把握
- (4) 加入申込者の共済掛金等期限内徴収
- (5) 水稻品質方式・麦災害収入共済方式の普及拡大
- (6) 一筆半損特約の付加推進による補償の充実
- (7) 制度内容の説明及び周知

### 家畜共済

#### 1. 引受計画

平成31年1月の制度改正により死亡廃用共済と疾病傷害共済に分離され、どちらか一方の共済に加入、あるいは両方の共済に加入するといった加入選択肢が広がったので、制度内容の正確な周知を行い、経営実態やニーズに応じた提案型の推進を行う。

酪農を営む農家に対しては、死亡廃用共済と疾病傷害共済の両方の加入推進を行うと同時に、子牛選択の引受を積極的に推進する。

肉用牛農家に対しては、事故発生時の個体評価額補償に拡充された内容を周知するとともに、掛金が低額で加入しやすい事故除外方式（火災・伝染病・自然災害事故のみ）を併せて推進し、加入戸数の拡大を図る。

種豚・肉豚農家に対しては、引受実績が無い支所はその解消に努める。

また、家畜種類ごとに加入率が低い地域については、積極的に加入戸数の拡大を図る。

《死亡廃用共済》		《疾病傷害共済》	
・搾乳牛	395 戸	・乳用牛	373 戸
・育成乳牛	306 戸	・肉用牛	234 戸
・繁殖用雌牛	195 戸	・種豚	18 戸
・育成・肥育牛	286 戸		
・種豚	34 戸		
・肉豚	18 戸		

## 2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに戸別訪問による新規加入の獲得
- (3) 提案型による加入推進
- (4) 子牛選択の推進
- (5) 指定獣医師との連携強化による加入推進
- (6) 各種会議等へ参加し制度内容の説明及び周知

### 果樹共済

#### 1. 引受計画

果樹栽培農家の高齢化等による廃園・規模縮小に伴い果樹面積は年々減少しており、引受面積も減少傾向にある。このような状況の中、果樹経営支援対策事業等については農業共済制度及び収入保険制度の加入が要件化されていることから、同事業の実施情報等を把握し加入推進を図る。

また、有資格農業者を的確に把握するとともに、青色申告を行っている農業者については収入保険制度の加入プランを設計し、戸別訪問や会議等でわかりやすい制度説明に努める。

青色申告を行っていない農業者については、近年の異常気象による病虫害や局地的な集中豪雨や竜巻等の被害が多く発生していること及び令和4年産から特定危険方式が廃止されることから、全ての共済事故が補償対象となる減収総合短縮方式を推進し、りんご3, 669a、なし777aを引受目標とするとともに、収入保険制度に移行できるよう青色申告への切り替えを推奨する。

## 2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに戸別訪問による減収総合短縮方式の普及拡大
- (3) 収入保険制度を含めた農業者の経営プランに即した提案
- (4) 青色申告を行っていない農業者への青色申告への切り替えの推奨
- (5) 制度内容の説明及び周知

### 畑作物共済（大豆）

#### 1. 引受計画

大豆は、経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の対象作物として栽培されていることから、同対策に係る大豆の栽培実態と加入資格者を把握するとともに、戸別訪問等でわかりやすい制度説明を行い、加入戸数の拡大を図る。

また、令和4年産から一筆方式が廃止されることから、収入保険制度を含めた制度説明・周知を行うとともに、全相殺方式や半相殺方式への移行に努め、10, 423aを引受目標とする。

## 2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに戸別訪問による新規加入の拡大
- (3) 一筆方式から全相殺方式・半相殺方式への移行推進
- (4) 制度内容の説明及び周知

### 畑作物共済（蚕繭）

#### 1. 引受計画

本県の養蚕農家は、ここ数年、富岡製糸場の世界遺産登録の影響から絹への関心が高まり新規就農者が増加傾向にあるが、高齢化による廃業・規模縮小に伴い飼育戸数、収繭量は年々減少している。

本県の繭生産量は全国の4割を占める全国一の養蚕県のため、新規就農者はもちろんのこと、関係機関と連携して有資格農業者を的確に把握するとともに、近年の異常気象等による蚕の飼育環境の悪化が深刻な問題となっている現状を踏まえ、戸別訪問や会議等でわかりやすい制度説明を行い、加入戸数の拡大を図り、本県養蚕業の維持発展と養蚕農家の経営安定を図ることを目的に共済箱数の914箱を引受目標とする。

## 2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに新規就農者の引受確保
- (3) 関係機関との連携強化

### 園芸施設共済

#### 1. 引受計画

近年、異常気象が原因と見られる豪雪・大型台風・集中豪雨・降ひょう・竜巻・ダウンバースト等により県内の施設園芸用ハウスは大きな被害を受けている。

国等が実施している各種補助事業において農業保険への加入が要件化されている中で、園芸施設共済及び収入保険制度をセットでの加入促進を行うとともに、関係機関と連携して生産部会等との集団加入の協定締結に基づく受付会等を通じた新規加入者の拡大に努める。

また、有資格農業者を的確に把握し、あらゆる機会を捉えて、収入保険制度や各種共済事業と併せて園芸施設共済の個別相談会や加入受付等を行う。特に、継続加入者の確保と未加入者の解消に努め、ハウス本体・附帯施設は園芸施設共済へ、施設内農作物は収入保険制度への加入推進に取り組み、加入率7割を目指し3, 054戸を引受目標とする。

## 2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び要領等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに戸別訪問による新規加入の拡大
- (3) 継続加入者の完全引受
- (4) メーカー補償満了となるハウスへの積極的な加入推進
- (5) 復旧費用、撤去費用の加入推進
- (6) 多目的ネットハウスの推進
- (7) 大規模施設園芸農家への加入推進
- (8) 育苗ハウスの推進
- (9) 制度改正内容の説明及び周知

## 建物共済

### 1. 引受計画

貴重な財産である住宅・農作業場・家具類等を火災や自然災害から守るため、わかりやすい申込書記入例やパンフレット等を活用した継続加入の確保を基本とする。併せて、近年多発している自然災害の補償ニーズに対応して総合共済の積極的推進、加入割合の低い家具類加入者に対する増額推進と家具類未加入者への新規推進、及び制度共済並びに収入保険加入者で建物共済未加入者の新規加入推進等を行い、総共済金額1兆1,154億円を引受目標とする。

### 2. 実施方策

農業保険法・約款等に基づく適正な事務処理と適正で十分な補償額の推進に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 総合共済の加入推進
- (3) 加入割合の引き上げ推進
- (4) 未加入物件の新規推進
- (5) 事故調査時における提案型推進の実施
- (6) 各事業とのセット推進強化

## 収入保険

### 1. 引受計画

近年多発する自然災害や価格の低下など様々なリスクによって生じる農業収入の減少を総合的に補填する収入保険制度の推進にあたり、県・JA中央会・農業会議・園芸協会等の関係機関を構成員とする「収入保険推進協議会（以下「推進協議会」という。）」を構築し農業関係機関との連携を強め、農業者の経営安定を実現させるため、農業保険の農家台帳を基に青色申告を行っている農業者に対し早期に戸別訪問等による加入拡大を図る。

また、NOSAI主催の会議に限らず、県・JA等関係機関が主催する農業者を収集する各種会議・研修会等、更には「推進協議会」を活用し、積極的に制度普及を図り、早期に目標である2,400経営体の達成に向け推進する。

本年度の引受目標は1,000経営体とし、目標達成に向け特に果樹やコンニャク、野菜等の主産地や生産者を重点的に、加入推進活動を効率的に行う。

### 2. 実施方策

農業保険法・全国農業共済組合連合会事業規程・農業経営収入保険事業実施要領等に基づく適

正な事務処理と引受の拡大に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 支所ごとに引受目標経営体を設定し、定例支所長会議で進捗率の報告、進捗状況や優良事例及び加入にあたっての問題点等の共有化
- (3) 推進協議会において、加入推進方針・目標・重点地域等の設定、ターゲットにする品目の明確化を行い、農業関係機関と一体となった加入推進活動
- (4) 本所収入保険課職員を中心に支所に収入保険担当者を配置することで、本支所の役割分担を明確化し、事務処理の効率化・迅速化に努める。
- (5) 役職員のトップセールスによる加入推進
- (6) 定期的に職員研修会を実施し、制度内容の習得及び普及推進力のスキルアップを図り、全職員体制での加入推進
- (7) 「農業保険の農家台帳」を基にした加入推進
- (8) パンフレット・チラシ等を活用した制度周知及びショミレーションソフト等を活用した戸別訪問による加入推進
- (9) 農業共済事業の推進と合わせて加入推進
- (10) 白色申告者に対して、チラシの配布やホームページ・広報紙への掲載等による青色申告の普及
- (11) 「農業経営収入保険加入協力奨励金交付要領」に基づき、交付対象関係機関等とより多くの協定締結を図り新規加入者の獲得
- (12) 関係機関等の協力を得て、生産部会等の各種会議・研修会に参加し制度の普及に努める。

## ■損害評価の適正化方策

### 農作物共済

1. 見回り調査を実施し、生育・被害状況等を的確かつ早期把握に努め、実態に即した被害申告を促し、適正な損害評価に役立てる。
2. 水稲の高温障害に対応するため、調査圃場に積算温度計を設置し、その結果に基づき関係機関との連携を密にし、必要に応じて迅速な注意喚起を行う。
3. 基礎組織役員及び職員の損害評価技術の向上を図るため、検見競技会等の研修会を開催し、任務の重要性について認識を高めるとともに適正な損害評価を実施する。
4. 共済事故以外の原因による減収については、分割評価基準の適用を徹底し、分割評価の適正実施に努める。

### 家畜共済

#### 1. 死廃事故の適正化

- (1) 加入農家・診療獣医師等に対して事故報告履行の徹底と、次の「廃用等の範囲」の周知を図るとともに遵守する。

##### 《廃用等の範囲》

- 1号廃用 疾病または不慮の傷害によって死に瀕したとき。
- 2号廃用 不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき。
- 3号廃用 骨折、は行、両眼失明又は農林水産大臣が指定する疾病（BSE・牛白血病・創傷性心のう炎・放線菌症・歯牙疾患・顔面神経麻痺・不慮の舌断裂による採食不能）若しくは不慮の傷害であって、治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき。

- 4号廃用 盜難その他の理由によって行方不明となった場合において、その事実の明らかになつた日から30日以上、生死が不明のとき。
- 5号廃用 乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が治癒の見込みのない生殖器の疾病又は傷害によつて繁殖能力を失つたとき（ただし、共済責任の始まつた時以後に生じたものであること）。
- 6号廃用 乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害により泌乳能力を失つたとき（ただし、分娩後1年以内の事故とし、事故の原因が共済責任の始まつた時以後に生じたものであること）。
- 7号廃用 出生子牛の奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかなどき（前肢彎曲症、軟骨形成不全等）。

（2）死に瀕するもの以外の廃用事故については、指定獣医師等の協力を得て特定日・事前予約による効率的な確認を行い、引続き事故確認を完全実施する。

（3）土曜日の事故確認は、組合獣医師職員が対応することにより効率化を図る。

なお、ゴールデンウィーク、年末年始等の長期にわたる休日は、県及び関係機関の死亡畜取り扱い状況を鑑み、実態に沿つた事故確認を行う。

## 2. 病傷事故の適正化

- （1）令和2年1月1日以降に開始される共済関係については、初診料が点数化され初診料を含む診療費の1割が加入者負担となつたことから、診療獣医師へ診断書の記入方法等について周知徹底する。
- （2）指定獣医師へは、事故発生通知・病傷事故診断書等必要書類の期限内提出の周知徹底を図るとともに、提出遅延等の診断書については組合で定めた免責基準を適用する。
- （3）指定外獣医師へは、病傷事故診断書に係る診療費の領収書等提出をもつて加入農家に共済金を支払うため、その提出を徹底する。
- （4）病傷審査において病傷事故給付基準に則した適正な審査を行うとともに、1割以上の病傷事故診断書の現地調査を適正に実施し、その事実の記録と確認を徹底する。

## 3. 指定獣医師との連携強化

指定獣医師と連絡を密にし、死廃事故・病傷事故の事務処理の適正化を図る。

### 果樹共済

- 被害が発生したつど速やかに見回り調査を実施し、関係機関等の指導を得ながら被害状況の早期把握に努め、実態に即した被害申告を促す。
- 農家からの被害申告に基づき、被害状況の把握に努め、適正な損害評価を実施する。
- 台風等の広域災害が発生した場合を想定し、職員を対象とした現地研修会を開催して評価技術の向上に努める。

### 畠作物共済（大豆）

- 被害が発生したつど速やかに見回り調査を実施し、関係機関等の指導を得ながら被害状況の早期把握に努め、実態に即した被害申告を促す。
- 農家からの被害申告に基づき、被害状況の把握に努め、適正な損害評価を実施する。
- 共済事故以外の原因による減収については、分割評価基準の適用を徹底し、分割評価の適正実施に努める。

### **畑作物共済（蚕繭）**

1. 共済事故が発生した場合、遅滞なく損害通知を行うよう促すとともに、関係機関等の指導を得ながら被害状況・出荷量を把握して適正評価に努める。
2. 桑葉被害にあっては、速やかに見回り調査を行い収桑量並びに買桑量調査を実施するとともに、計画箱数に対応する桑園の適正申告について周知に努める。
3. 共済事故以外の原因による減収については、分割評価基準の適用を徹底し、分割評価の適正実施に努める。

### **園芸施設共済**

1. 戸別訪問引受時や推進会議時等に適正な被害申告を促す。
2. 台風等の広域災害が発生した場合を想定し、職員を対象とした現地研修会を開催して評価技術の向上に努める。

### **建物共済**

1. 適正な被害申告を促し、評価の迅速化及び落雷、台風、雪害等の広域災害が発生した場合の損害評価体制の確立を図り、適正な損害評価と共に早期支払いに努める。
2. 評価担当職員を対象とした評価研修会を開催し、モラルリスク事案の見極め及び損害評価技術の向上を図る。
3. 適正な損害評価を行うため、必要に応じて鑑定士等の外部機関へ調査を依頼する。また、モラルリスク案件はリサーチ会社等の外部機関に調査依頼して不正請求の防止及び抑止に努める。

## **■損害防止事業の実施方策**

### **農作物共済**

1. 加入者ニーズの把握に努め、防除薬剤の配付に限らず、温湯消毒等の防除器具の貸し出しや土壤診断など効果的な損害防止事業の実施に努める。
2. 指導センター・JA等の関係機関等と連携し、効果的な損害防止事業に努める。

### **家畜共済**

#### **1. 特定損害防止事業**

共済事業の収支の安定に資するため、農林水産大臣が定める特定疾病による損害防止事業を効率的かつ適正に実施する。主に乳牛で発生頻度の高い周産期病・乳房炎を重点的に行うことにより、被害率の低下に努める。

#### **2. 一般損害防止事業**

加入農家ニーズの把握に努め、薬剤などの損害防止品を配付し、効果的な損害防止事業の実施に努める。

### **果樹共済**

1. 加入者へ要望調査等を実施し、ニーズの把握に努め防除薬剤の配付に限らず、ウッドチッパーなどの農家支援機械の貸し出しや土壤診断など要望に沿った効果的な損害防止事業の実施に努める。
2. 指導センター・JA等の関係機関等と連携し、効果的な損害防止事業に努める。

### **畑作物共済（大豆・蚕繭）**

1. 加入者へ要望調査等を実施し、ニーズの把握に努め防除薬剤配付など要望に沿った効果的な損害防止事業の実施に努める。
2. 指導センター・JA等の関係機関等と連携し、効果的な損害防止事業に努める。

### **園芸施設共済**

1. 加入者へ要望調査等を実施し、ニーズの把握に努め防除資材配付など要望に沿った効果的な損害防止事業の実施に努める。
2. 指導センター・JA等の関係機関等と連携し、効果的な損害防止事業に努める。

## **■ 執行体制の整備**

### **業務運営及び組織機能強化**

1. 業務運営における意思決定及び執行の監督を行う理事会を定期及び必要に応じて開催し、健全性及び適切性を確保した運営に努める。また、適正な組合運営に向けた管理体制の構築に努めるため、組合員理事研修会を開催する。
2. 業務の適正執行を期するため監事会の開催及び定期監査を実施する。監事監査に加え、監査機能の強化を図るため、会計監査人による経理状況の監査及び顧問税理士による税務指導を受け、財務運営の適正化に努める。
3. 支所長等会議・本所管理職会議を毎月開催し、ガバナンスを強化するとともにコンプライアンスの徹底及び不祥事の未然防止を図り、適正な業務運営に努める。
4. コンプライアンス・プログラムの実践と着実な実施を図り、組合の引受リスク、事務リスク及びシステムリスクの根源を正確に把握して、当該業務が適正に実施されているか法令等の遵守及び各種リスク管理態勢の整備・改善に努める。
5. 檢査専門部署である監査室は、内部検査を定期及び必要に応じて実施する。また、各部署の自点検実施を指導し、内部管理体制の強化に努め不祥事件の未然防止に努める。
6. 事務執行体制においては、本所は、総務・経理及び事務処理（事務機械化等）等の集中処理による管理・統括機能の強化に努める。支所は、庭先活動を主とする事業推進等の充実・強化を図り、グループ内の業務連携を基に効率的な組織体制（少数精銳）の構築強化に努める。
7. 組合の財務の健全化を図るため、資源のある引受低位の事業の加入推進を重点に展開し、安定的な収入確保に努めるとともに、一層のコスト低減・節減を実行し、効率的な執行に努める。
8. 関係機関等の協力を得て、農業者の経営情報や推進時の訪問記録等を一つにまとめて管理できる農家台帳を整備し、農業者のニーズに応じた農業共済制度・収入保険制度（以下「農業保険制度」という。）における加入プランの提案が一体的かつ効率的に図れる加入推進に努める。
9. 本所に関係機関等を構成員とする「農業保険推進協議会（仮称）」及び「収入保険推進協議会」を構築し、それぞれの役割分担の下、農業保険制度への加入推進に努める。
10. 各支所に組織した支所運営協議会を軸に、事業推進体制の強化及び関係機関等と連携を図り、円滑かつ効率的な農業保険事業の普及推進等に努める。
11. 基礎組織役員に対して、円滑な事業推進及び適正な損害評価を行うため、制度内容、事務手続き、事業推進方策、損害評価方法等について研修・講習会を開催し、資質の向上を図る。更に、令和4年産より一筆方式が廃止されることに伴い、損害評価体制に合わせた定数の見直しについて検討を進める。
12. 総代定数について、組合発足後10年が経過し、この間、組合員数が著しく減少したことにより

総代定数算出根拠となった組合員数に乖離がみられることから、令和4年度の改選期までに見直しを検討する。

13. 職務遂行能力や農業保険制度に関する知識を習得した職員を育成するため、計画的に職員研修会・勉強会を開催若しくは参加し、農業者に制度内容を分かりやすく説明できるよう、職員の説明能力の向上を図る。また、組織内で常に情報を共有できる体制を構築する。
14. 収入保険加入者の税務関係書類等において、より高いセキュリティレベルが要求されるため、個人情報等に係るコンプライアンス体制の強化に努める。
15. 各グループ内の統括支所長を中心に業務の効率化や推進体制の強化に努める。更に、業務運営の強化を図るために支所統合に向けた検討を始める。
16. NOSAI女性の会の活動を支援し、地区内の農業者に対し農業保険制度の加入推進に努める。また、県の「ぐんま農村女性会議」と連携し、社会参画の推進に協力する。

### ■事務機械化

1. 情報システム安全対策基準に基づき、農業共済情報に係る脅威を想定し、情報セキュリティ対策の実施及び適正な安全管理の実践に努める。
2. 情報等に係る安全保持及び運用管理の効率化を図るため、機器及びシステム並びにデータの管理・保守を業者に委託し、一元管理により事務の共通化・効率化に努める。
3. 全職員に対し個人情報セキュリティ対策を強化するため、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止等に関する研修会を開催する。
4. 効率的なシステム運営により、帳票デザインの統合及び在庫管理の一元化を図る。また、組織内の情報共有及び職員のスケジュール管理を効率的に行うため、組織内ネットワークを有効に活用する。
5. 機器導入の長期的更新計画を作成し、情報を安全管理・運用できる機器の更新に努め、併せて機器導入時には、業務経費の節減及び更新計画の見直し検討を行う。
6. 国が進めるWeb型の「農業保険システム」並びに「農林水産省共通申請サービス」の実施に備え、中央情勢を見据えた検討を始める。

### ■広報

1. 農業保険制度の普及拡大のため、広報紙「NOSAIぐんま」や農業共済新聞並びに農業保険推進用のパンフレットやホームページ等を活用した幅広い広報活動を通じて加入者との信頼関係の構築に努める。
2. 広報紙「NOSAIぐんま」を年4回発行し、農業保険制度の周知及び県内農業者との情報発信に努める。
3. 農業共済新聞は、より身近な農業の情報を掲載した地方版（北関東3県（群馬・栃木・茨城））を活用し、新たな購読者の普及拡大に務める。
4. 一般新聞への記事掲載などにより、情報を多くの地域に伝える対外広報の積極的な展開に努める。

## ■予算統制の方策

1. 事業計画に基づく事業の遂行及び達成を図り、財源の確保に努める。
2. 資金計画及び運用方針に基づき、安全かつ効率的な資金運用により収入確保に努めるとともに、運用管理委員会を定期及び必要に応じて開催し、運用状況の報告と運用内容について確認及び見

直しを行う。

3. 経常経費については、関係法令に基づき適正な執行に努めるとともに、極力節減を図り財務の安定化に努める。
4. 総代会議決事項及び、監督官庁の許認可内容を遵守する。

## ■ 家畜診療所事業実施計画と実施方策

### 1. 実施計画

家畜診療所においては、家畜診療業務を通じて家畜共済事業の推進及び家畜診療事業の拡充を図ることにより、畜産農家の経営健全化に寄与するとともに、家畜診療外業務のサービス提供等により効率的な診療所運営に努める。また、県関係機関等と連携し、家畜伝染病予防法に定める豚熱（C S F）等の防疫業務の協力に努める。

### 2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び事務取扱要領等に基づく適正な事務処理及び家畜診療を通じた診療業務の拡充に向け下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 家畜共済制度の引受推進（引受率低位な肉用牛・種豚等の推進）
- (3) 特定損害防止事業（乳用牛の繁殖障害・運動器疾患・乳房炎・周産期疾患）の実施
- (4) 家畜診療外業務（受精卵採卵・受精卵移植・人工授精・繁殖検診等）の実施
- (5) 加入家畜の死亡事故確認・廃用認定業務等の実施
- (6) 関係機関及び指定獣医師との連携・協力
- (7) 豚熱（C S F）や豚流行性下痢（P E D）等の防疫業務への協力

## 計画および実績受引目的種類別の概数

**農業共済事業の規模**  
ア 農作物、家畜、果樹、畑作物（大豆・蚕繭）、園芸施設共済事業の規模

共済目的等		項目		引受面積等		共済金額		共済掛金		D 保険料		E 交付金又は納入保険料(B-D)		F 手持共済金(A-D)		備考	
		本年度予定	前年度実績	A 総額	B 国庫負担金	C 農家負担金	D 保険料	E 交付金又は納入保険料(B-D)	F 手持共済金(A-D)	G	H	I	J	K	L	M	
農 作物	一筆方式	1,159,394	a 1,218,272	5,963,918	26,202	13,101	13,101	15,188	△	2,087	11,014						
	半相殺方式	14,660	15,208	97,841	352	176	176	204	△	28	148						
	全相殺方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
	品質方式	47,646	50,158	295,691	5,918	2,959	2,959	4,569	△	1,610	1,349						
作 物	計	1,221,700	1,283,638	6,357,450	32,472	16,236	16,236	19,961	△	3,725	12,511						
	陸 稲	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
	一筆方式	298,416	347,178	807,087	15,891	8,026	7,865	2,304		5,722	13,587						
	半相殺方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
麦 物	全相殺方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
	災害収入共済方式	253,184	304,877	1,368,664	65,512	34,042	31,470	20,960		13,082	44,552						
	計	551,600	652,055	2,175,751	81,403	42,068	39,335	23,264		18,804	58,139						
	小、計	1,773,300	1,935,693	8,533,201	113,875	58,304	55,571	43,225		15,079	70,650						
家 畜	搾乳牛	26,357	25,589	6,748,965	316,283	158,141	158,142	67	158,074	316,216							
	育成牛	11,203	10,789	2,856,903	18,703	9,350	9,354	29	9,321	18,674							
	繁殖用雌牛	4,042	3,712	991,379	9,631	4,815	4,816	10	4,805	9,621							
	育成・肥育牛	21,545	20,012	5,178,890	60,493	30,247	30,247	52	30,195	60,441							
畜 病 包 括 個 別	種 肉	10,303	7,653	555,328	1,115	446	669	6	440	1,109							
	肉 乳	44,507	44,507	345,045	5,190	2,076	3,114	3	2,073	5,187							
	計	117,957	112,262	16,676,510	411,415	205,075	206,342	167	204,908	411,248							
	肉 傷 病 畜	24,405	23,640	406,459	298,823	149,412	149,412	4	149,408	298,819							
畜 共 濟	計	33,121	30,704	463,638	322,137	161,042	161,096	5	161,037	322,132							
	小 計	151,078	142,966	17,140,148	733,552	366,117	367,438	172	365,945	733,380							

共済目的等	項目	引受	前年度実績	共済金額			D 保険料	E 交付金又は納入保険料(B-1)	F 手持共済掛(A-D)	備考
				A 総額	B 国庫負担金	C 農家負担金				
半減収益総合一 賃 方式	半減収益総合一 賃 方式	0	0	0	0	0	0	0	0	
半減収益総合一 賃 方式	半減収益総合一 賃 方式	0	0	0	0	0	0	0	0	
半減収益総合短縮單式	半減収益総合短縮單式	59	59	3,350	116	58	58	60 △	2	56
半減収益総合短縮單式	半減収益総合短縮單式	0	0	0	0	0	0	0	0	0
半減収益総合短縮單式	半減収益総合短縮單式	3,548	4,167	330,020	9,204	4,602	4,602	4,325	277	4,879
半減定危険方式	半減定危険方式	62	62	3,920	120	60	60	44	16	76
半減定危険方式	半減定危険方式	計	3,669	4,288	337,290	9,440	4,720	4,720	4,429	291
半減収益総合一 賃 方式	半減収益総合一 賃 方式	0	0	0	0	0	0	0	0	
半減収益総合一 賃 方式	半減収益総合一 賃 方式	0	0	0	0	0	0	0	0	
半減収益総合短縮單式	半減収益総合短縮單式	0	0	0	0	0	0	0	0	
半減収益総合短縮單式	半減収益総合短縮單式	0	0	0	0	0	0	0	0	
半減定危険方式	半減定危険方式	0	0	0	0	0	0	0	0	
半減定危険方式	半減定危険方式	計	0	0	0	0	0	0	0	0
半減収益総合一 賃 方式	半減収益総合一 賃 方式	0	0	0	0	0	0	0	0	
半減収益総合一 賃 方式	半減収益総合一 賃 方式	0	0	0	0	0	0	0	0	
半減収益総合短縮單式	半減収益総合短縮單式	74	73	5,170	214	107	107	157 △	50	57
半減収益総合短縮單式	半減収益総合短縮單式	0	0	0	0	0	0	0	0	0
半減定危険方式	半減定危険方式	703	1,000	59,450	1,438	719	719	1,023 △	304	415
半減定危険方式	半減定危険方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0
半減定危険方式	半減定危険方式	計	777	1,073	64,620	1,652	826	826	1,180 △	354
小計	4,446	5,361	401,910	11,092	5,546	5,546	5,546	5,609 △	63	5,483
一筆方式	9,381 a	8,795 a	13,828	151	83	68	68	91	44	154
半相殺方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全相殺方式	1,042	982	2,014	94	52	42	42	42	42	42
計	10,423	9,777	15,842	245	135	110	110	91	44	154
春蚕	337.0 箱	324.6 箱	23,160	71	35	36	36	26	9	45
初秋蚕	214.0	207.5	12,620	36	18	18	18	5	13	31
晚秋蚕	363.0	350.4	21,370	142	71	71	71	42	29	100
計	914.0	882.5	57,150	249	124	125	125	73	51	176
小計			72,992	494	259	235	235	164	95	330

(注) 果樹・畑作物共済はラウンドのため一致しない場合がある。

共済目的等	項目	引受	共済金額	共済掛金			D 保険料	E 交付金又は納入保険料(B-D)	F 手持共済金掛(A-D)	備考
				A 総額	B 国庫負担金	C 農家負担金				
施設	I類(木造)	—	—	千円	千円	千円	千円	—	—	—
	II類(鉄骨)	200	194	2,563,956	14,053	6,877	7,176	3,895	2,982	10,158
	I類(木竹)	1	1	144	2	1	1	1	0	1
	II類(木イブ)	12,276	11,116	3,944,335	99,629	48,957	50,672	57,586	△ 8,629	42,043
	III類(鉄骨下)	660	560	2,529,496	36,478	17,979	18,499	14,385	3,594	22,093
	IV類(甲)	458	400	2,372,031	21,384	10,267	11,117	7,638	2,629	13,746
	IV類(乙)	321	283	1,920,471	10,967	5,360	5,607	4,110	1,250	6,857
施設	V類(鉄骨上)	83	78	548,993	3,649	1,778	1,871	1,508	270	2,141
	VI類(雨よけ施設等)	4,494	4,221	1,217,824	18,317	9,121	9,196	5,476	3,645	12,841
	VII類(多目的ネット)	75	75	52,000	598	299	299	262	37	336
	小計	18,568	16,928	15,149,250	205,077	100,639	104,438	94,861	5,778	110,216
合計				41,297,501	1,064,090	530,865	533,228	144,031	386,834	920,059

#### イ 任意共済事業の規模

共済目的等	項目	引受	共済金額	共済掛金			保険料B	保険手数料C	手持共済掛金A-(B-C)	千円
				掛金総額	純掛金A	事務費				
建物共済関係	建物総合	11,861	11,261	11,750,178	262,249	180,528	81,721	108,217	28,822	101,133
	取容農産物	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	取容農産物	(1)	(1)	300	9	6	3	3	1	4
	建物火災	87,166	87,079	99,790,522	863,890	475,584	388,306	258,592	104,574	321,566
	計	99,027	98,340	111,541,000	1,126,148	656,118	470,030	366,812	133,397	422,703
	保険割合			30%						
	保管中農産物補償Aタイプ	1	—	100	2,500	1,750	750	1,750	0	0
保管中農産物補償Bタイプ	1	—	100	6,500	4,550	1,950	4,550	0	0	0
保険割合	2	0	200	9,000	6,300	2,700	6,300	0	0	0
				0%						
				保険手数料率	建物火災40.5%	建物総合33.5%	取容農産物25.5%			
				Aタイプ	15.0%	Bタイプ	15.0%			